

公立大学法人広島市立大学職員安全衛生管理 規程

平成22年4月1日

規 程 第 53 号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 衛生管理者、衛生推進者及び産業医（第4条—第8条）

第3章 衛生委員会（第9条—第20条）

第4章 健康診断（第21条—第27条）

第5章 健康管理（第28条—第35条）

第6章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「文部省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（理事長の責務）

第2条 理事長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

（職員の責務）

第3条 職員は、理事長その他安全衛生に携わる者が講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

第2章 衛生管理者、衛生推進者及び産業医

（衛生管理者）

第4条 法第12条の規定に基づき、衛生管理者2人を置く。

2 衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する職員のうちから理事長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第5条 衛生管理者は、理事長の指示を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断に関する事項
- (2) 健康に異常がある者の発見及び措置
- (3) 作業環境の衛生上の調査及び改善
- (4) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
- (5) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- (6) 前各号に掲げるもののほか、衛生管理に必要な事項

(衛生推進者)

第6条 法第12条の2の規定に基づき、社会連携センターに衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者となるべき者の職は、主任（これに準ずる者を含む。）とする。

(衛生推進者の職務)

第7条 衛生推進者は、理事長の指示を受け、第5条各号に掲げる業務を行う。

(産業医)

第8条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

- 2 産業医は、省令で定める要件を備えた医師のうちから理事長が選任する。

第3章 衛生委員会

(設置)

第9条 法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、職員の衛生管理の円滑な推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項
- (3) 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(構成)

第11条 委員会は、委員長及び委員8人で構成する。

- 2 委員長は、総務・危機管理担当理事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務室長
- (2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者 2 人
- (3) 産業医のうちから理事長が指名した者 1 人
- (4) 衛生に関し経験を有する職員のうちから理事長が指名した者 4 人

4 前項各号に掲げる委員の半数は、法人に職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときは職員の過半数を代表する者の推薦に基づくものでなければならない。

(委員の任期)

第 12 条 委員の任期は、前条第 3 項第 1 号及び第 4 号に掲げるものにあつては 2 年とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げるものにあつては 1 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 13 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第 14 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 3 分の 1 以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第 15 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 16 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事の報告)

第 17 条 委員会は、議事の結果等について、速やかに理事長に報告しなければならない。

(議事録の作成及び保存)

第 18 条 委員会は、議事録を作成し、これを 3 年間保存しなければならない。

(庶務)

第 19 条 委員会に関する事務は、事務局総務室において処理する。

(委任)

第 20 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第 4 章 健康診断

(健康診断の実施)

第 21 条 理事長は、省令及び文部省令に基づく健康診断を実施する。ただし、採用時の健康診断を受けてから 3 か月を経過しない者及び休職中の者に対しては、その年の健康診断を行わないことができる。

2 健康診断の種類、対象職員及び実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(健康診断の受診義務等)

第 22 条 職員は、理事長が行う健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により理事長が行う健康診断を受けることができないときは、当該健康診断の検査項目を満たす他の医療機関の健康診断を受け、その結果を証明する書類を理事長に提出してこれに代えることができる。

(指導区分の決定等)

第 23 条 産業医は、健康診断の結果により健康に異常があると認めた職員については、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、次に掲げる生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせる指導区分を決定する。

(1) 生活是正の面	A	勤務を休む必要のあるもの
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D	平常の生活でよいもの
(2) 医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの

	2	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師による観察指導を必要とするもの
	3	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

（健康診断の結果の報告）

第24条 産業医は、健康診断を行ったときは、その結果を健康診断個人票に記録し、必要な事項を理事長に報告しなければならない。

2 産業医は、健康診断の結果、療養のため必要な期間勤務に従事させないことが適当であると認められる職員があったときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

（健康診断の事後措置）

第25条 理事長は、産業医が決定した指導区分に基づき、職員の勤務について適切な措置を行うとともに、必要な医療又は検査を受けるよう指示するものとする。

（健康診断の結果）

第26条 理事長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康管理の記録）

第27条 理事長は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項についての記録を職員ごとに作成し、これを5年間保存する。

第5章 健康管理

（健康教育等）

第28条 理事長は、職員に対する健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2 職員は、前項の理事長が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

（療養経過報告）

第29条 職員は、次の各号に掲げる状態に該当することとなったときは、当該各号に該当した時から1か月ごとに、診断書及び必要に応じ理事長が指示する検査書を添えて、療養経過報告書を所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

い。

- (1) 結核性疾患及び原子爆弾の放射能による疾病により病気休暇を受けたとき。
- (2) 前号に掲げる疾病以外の傷病により引き続き2か月を超えて休暇の承認を受けたとき。
- (3) 法第68条の規定により就業の禁止を命ぜられたとき。

(長期療養者の職務復帰)

第30条 前条各号のいずれかに該当する職員（以下「長期療養者」という。）は、その傷病が回復し、職務に復帰しようとするときは、結核性疾患にあっては発病以来のレントゲン写真と必要に応じ理事長が指示する検査書を、その他の傷病にあっては必要に応じ理事長が指示する検査書を添えて、職務復帰申請書を所属長を経由して理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 長期療養者は、前項の承認を受けた後でなければ職務に復帰することができない。

(申請等に対する措置)

第31条 理事長は、第29条の規定による療養経過の報告及び前条の規定による職務復帰の申請があったときは、これらについて産業医その他専門の医師の意見を聴き、その結果により、必要な措置を講ずる。

- 2 産業医その他専門の医師は、前項の申請に当たり必要と認めたときは、項目、日時、場所等を指定して必要な検査又は検診を受けるよう指示することができる。

(長期療養者の義務)

第32条 長期療養者は、産業医その他専門の医師及び主治医の療養指導に忠実に従い、療養に専念しなければならない。

(伝染性の疾病等の発生報告)

第33条 職員は、法第68条に規定する疾病にかかったときは、直ちにその旨を所属長を経由して理事長に届け出なければならない。

- 2 衛生管理者、産業医及び所属長は、職員に、法第68条に規定する疾病にかかっていると思われる者があるときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

(予防接種等の実施)

第34条 職員に対し、必要に応じて予防接種及び寄生虫検査を実施する。

- 2 職員は、それぞれ指示された期日に予防接種及び寄生虫検査を受けなければならない。

(職場環境の維持)

第35条 理事長は、省令の規定に定めるところにより、換気その他の空気環境の調整、照明、保湿、防湿、清潔保持等の適切な措置をとるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。